平成２１年（フ）第２２４１４号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目15番６号
破産者　有限会社シルト
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１６号
東京都品川区戸越１―31―８　第一吉川荘201、住民票上の住所千葉県千葉市緑区高津戸町45―37
破産者　夏原　大介
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１９号
埼玉県熊谷市弥生２丁目74番地
破産者　株式会社カメラのナカムラ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４２４号
東京都台東区東上野３丁目14番12号
破産者　創建工事株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４２５号
東京都台東区東上野３―10―６―１階、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生寿町４―31―207
破産者　小倉　　巽
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４３６号
東京都大田区田園調布本町37―13
破産者　田邊　厚子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５２６号
東京都台東区浅草２―18―10　辻徹男方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿西２丁目８番７号サトウビル401
破産者　株式会社テルティオ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５２７号
東京都台東区浅草２丁目18―10、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町字松波10字22―１
破産者　辻　　徹男
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６９３号
東京都江東区亀戸８丁目１―４　林方
破産者　古川　眞一
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７０９号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目423
破産者　前田　悦子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７２０号
東京都豊島区北大塚２―８―３―404、住民票上の住所埼玉県深谷市東方3707―36
破産者　舩橋　武文
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９９０号
群馬県伊勢崎市宗高町22―１　パレス伊勢崎第２―207
破産者　石井　　風
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１１号
福島県福島市東浜町16―12
破産者　藪内　静子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１４８号
東京都八王子市南大沢３丁目４―２―104
破産者　吉良隆一郎
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１６３号
神奈川県川崎市高津区下作延５丁目35―６―303
破産者　野村　尚之
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１９２号
東京都町田市成瀬が丘１丁目17―12　サンホワイトＥ204―14
破産者　木村　和久
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２１２号
千葉県船橋市葛飾町２丁目372―504
破産者　小野麻里子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２２８号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目22―２―306
破産者　南茂　嘉宣
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２２９号
静岡県伊東市湯田町１―５
破産者　石田　治男
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５０号
神奈川県厚木市緑ケ丘２丁目３―113
破産者　深澤　方昭
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５２号
東京都江東区塩浜２丁目８―29―805
破産者　岩崎　征夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２５６号
東京都練馬区大泉町６丁目22―７―407
破産者　服部　高明
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部